

令和6年8月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

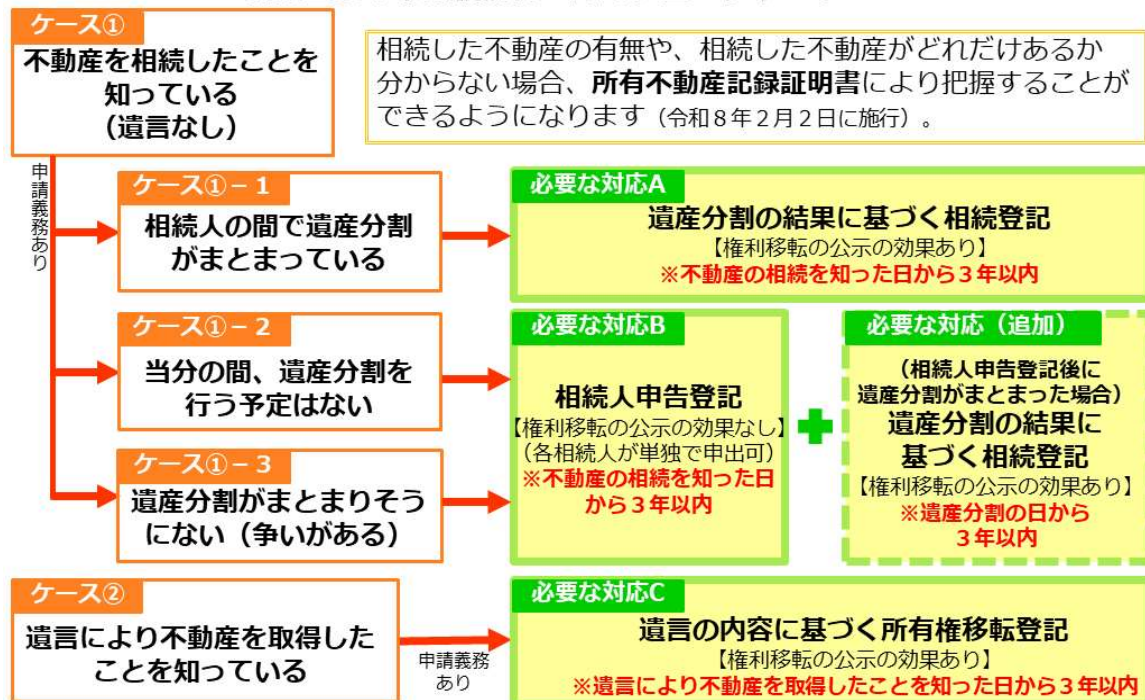
TEL 04-7141-5039

相続登記の義務化 令和6年4月より

これまで任意であった相続登記が令和6年4月1日より義務化されました。

相続登記は相続した不動産について不動産登記簿の名義を変更することで、相続人は不動産を相続することを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

相続登記の申請義務化 対応フローチャート



(注) このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです。

(法務省ホームページ「相続登記の申請義務化特設ページ」より)

義務化により、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に正当な理由なく相続登記の申請をしない場合は、10万円以下の過料となります。

3年以内に相続登記ができない場合は、「相続人申告登記」という簡便な手続を法務局にとって義務を果たすこともできます。(ただし相続登記ではないので売却できない・遺産分割協議が成立した場合二度手間となるなどに注意が必要です)

相続登記の義務化は、令和6年4月1日以前の相続にも適用されますので、令和9年3月31日まで(令和6年4月1日以降不動産を相続で取得したことを知った場合はその日から3年以内)の相続登記の申請をする必要があります。